

徳島県告示第十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和元年五月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

同	社会福祉法人丹生谷会	医療法人松岡会	名称	
同	那賀郡那賀町延野字大原四〇一	徳島市山城西二丁目一八二三	主たる事務所の所在地	
事業所	水の花居宅介護支援事業所	水の花荘短期入所生活介護事業所	指定に係る事業所の名称	
同	一 那賀郡那賀町鮎川字蛭子五〇	徳島市山城西三丁目一九	旧	指定に係る事業所の所在地
同	一 那賀郡那賀町延野字大原四〇	徳島市沖浜町北川七三〇	新	
	居宅介護支援事業	短期入所生活介護	事業の種類	
同	同 月一日 四	平成三十年一月一日	変更年月日	